

明治前期埼玉の外国人に関する史料について・補遺

— 埼玉の雇外国人 —

芳賀 明子

はじめに

本稿は、『文書館紀要』第十号（平成九年三月刊行）に、「明治前期埼玉の外国人に関する史料について—埼玉県外事関係行政文書を中心に」と題し史料紹介した際、紙面の都合により割愛した明治前期の埼玉県内の雇外国人に関する部分を、補遺としてまとめたものである。前回同様に、埼玉県に残る外事関係文書『明治三年—二十八年 官房部 外事（外国人）』（簿冊番号 明九二六）（以下「明九二六」という）を中心に翻刻・解説するとともに、諸家文書や外交史料館の関連史料も一部とりあげた。史料番号は前回の番号に連続させ、六十八からとした。各史料には件名を付し、（一）内に各文書の簿冊番号と件名番号、又は所蔵館と請求番号を記した。なお、埼玉県の外事関係文書については、前稿に詳述したので、参考にしていただきたい。^①

明治前期埼玉の外国人に関する史料について・補遺（芳賀）

一 明治前期における埼玉の雇外国人

県内へ出張または通行した御雇外国人については、前稿で取り扱ったので、今回は埼玉県内に居住していた雇外国人について史料をみていきたい。まず、「明九二六」に個別に史料が残る県内の雇外国人をとりあげ、次に、埼玉県が行った雇外国人の調査から、明治前期における県内の雇外国人の有無について述べたい。

（一）協救社社員に食肉加工を教えた清国人李玲

明治七年三月に、与野町の協救社社員である佐久間儀助が、豚肉塩漬其外食用製造伝習のために雇った清国人李玲に関する文書が残っている。^② 外務省及び雇主側の原文書は「李玲」であるが、くずしが似ている「李玲」と「李珍」が混在しており、写す際に誤記されたものと思われる。李玲は、道光十九年（天保十年 一八三九年）

生まれの清国人で、明治七年一月八日に横浜在留籍になっている。

外国人を雇入れるには、「外国人雇入免状」を外務省から交付してもらいが必要があり、李玲の場合も、埼玉県が約定書を添付した上で、外務省に免状を請求している。

史料六十八 外務省へ外国人雇入免状請求案

(明九二六―一七)

明治七年三月十四日

勸業掛

外務省江外国人雇入免状御請求案

外国人雇入免状御渡之儀上申

管下武蔵国足立郡与野町佐久間儀助豚肉塩漬其外食用製造為伝習、神奈川県管下武蔵国久良岐郡横浜在留支那人李珍、明十五日より来四月三日迄二十日間相雇度旨、別紙約定書并戸籍証書共相添願出候、事情取糺候処不都合之儀も無之候ニ而聞届候条、免状御渡相成度、此段上申候也

年月日

御名

外務卿寺島宗則殿

約定書

埼玉県協救社々中佐久間義助君と李珍と之間ニ取結條約左之如シ

一條

李珍は来明治七年三月十五日より同四月三日迄廿日間、埼玉協救社二身を任セリ

二條

給料之義は一日金壹円二定、雇入許可之上金拾円相渡、残金拾円は卒業之上可相渡事

三條

右条約廿日之内、老豚其外塩漬物製造中授業之義ニ付而は、雇主佐久間義助之意ニ不背、精々尽力深切ニ教授シ、諸事注意可致事

四條

雇中、別段之家屋を不興、製造場ニ取建有之建物ニ住居為致、衣服・食料之義は当方ニ而不相賄、都而可為自費事

五條

右雇中、病氣相発候節は、医師診察料并薬種代とも会社之可為出費、若し長病ニ而授業難相勤旨医師申立候ハ、此條約を取消し、横浜迄之路費は会社之可為出費事
右為後証條約相違無之候也

明治七甲戌年三月 佐久間儀助

李珍

この請求を受けて、外務省から免状二通（史料六十九・七十）が交付され、写が残っている。

史料六十九 李玲外国人雇入免状

(明九二六一一七)

第二十号 李玲外国人雇入免状

記

埼玉県下平民佐久間儀助雇

清国人 李玲^(リ)

右雇入中埼玉県下武州足立郡与野町ニ於テ豚肉塩漬其外食用製
造方伝習中、同所滞在聞届候事

明治七年 外務省

史料七十 李玲外国人雇入免状

(明九二六一一七)

第二千三百三十七号 埼玉県下平民佐久間儀助雇

豚塩漬製造方

清国人 李玲^(リ)

住所

給料 一日二付一円

期限 明治七年三月十五日ヨリ同四月三日迄

右雇差許候事

但雇差止候節ハ此免状返納之事

明治七年三月 外務省

その後、五日間の雇継願が出され、県は願と免状を添えて外務省

に提出し、規定に従つて旧免状に五日間の雇継の期間を書き加えた

免状が再交付されている。

また、四月十二日の勸業掛の起案文書には、雇期間が満了し、外

国人雇免状を外務省へ返却した文書がある。従つて、県には免状の

写しだけが残されている。

史料七十一 李玲外国人雇免状返上案

(明九二六一一七)

明治七年四月十二日

勸業掛

外務省江外国人雇免状返上御申上案

管下武蔵国足立郡与野町佐久間儀助方ニ相雇候、神奈川県管下

同国久良岐郡横浜在留清国人李玲、去ル八日満限ニ付、兼而御

渡之御免状返上候也

年 月

御名

李玲はこの期間協救社の佐久間氏に雇われているが、実は、全国

の協救社で巡回雇用されていたのである。同時期、協救社ではもう

一人の清国人忠葯(ちゅうしゃく)も雇つており、足柄県戸田村の

飯寺新平(明治七年二月二十二日)では兩人を同時に雇つた。そ

の後、李玲は埼玉県与野町の佐久間儀助(三月十五日)四月八日)

と千葉県登戸村協救社の三田斎(五月七日)六月十一日)を廻り、

忠薬は、神奈川県協救社の佐瀬多聞（五月八日～六月六日）にと別れて雇用されている。七月からはまた二人で宮城県下北一番町協救社の鈴木源之允（七月一日～五十日間）に雇われている。

協救社は、明治二年に京都府平民角田米三郎が「牛羊豚ノ牧畜ノ盛ナラシメ、肉食ヲ開キ、御国益ヲ起シコト」を民部省に建白し採用され、官許を得た組織である。角田氏の目的は、単に養豚に止まらず、小学校や稚児院の開設、馬車や鉄道の製造などを図ろうとする遠大なものであった。^③角田氏は物産司へ出仕し、養豚試験にあたり、大阪・奈良等に協救社養豚所が建てられた。協救社は、種豚の貸し付けや、餌となる芋類の植栽を勧め、盛時には全国五十三ヶ所、社員は士族や名主層を中心に七千五百人余を数え、三万匹の豚を有していた。李玲はハム製造など、豚肉の食肉加工の技術を教えるために、清国から協救社に招かれたのだった。

埼玉県内にも与野町の佐久間氏をはじめ、協救社社員となった家があり、当館にも複数の家に関連文書が残っている。その一部をみてみよう。

史料七十二 協救社より農商江申諭書

（大熊（正）家一四六七）

協救社より農商江申諭書

協救社之儀は凶年飢饉之時、食物之助けとなし、外国貿易之御国産を繁殖せしめんがため、豚と協救蔗を造り立る工夫を第一

二相立候事^④

（中略）

一、協救社之仕法、一村より一郡一國二及ほし、日本國中江近々相弘メ候義ニ付、一村之長たる庄屋・名主・組頭たるもの格別骨折世話無候而は行届さる事故、村役人中協救社江社入之上、意味合厚吞込み候之御事

（中略）

一、種豚を高百石二付凡式正之見当ニ而相預ケ、夫を質物として金子差出候得は、金主立会之上、順々二種豚種蔗弘メ方取計、候手続は都而草稿ニ悉く有之候間、小前壱人別願被見、為致申へく事

右協救社之大意を書取申諭候也

その他旗本であった稲生家の日記にも協救社との関連記事が載っている。それによれば、明治七年五月頃には経営が不振となり、その後共恵社に引き継がれたと記述されている。^⑤

「明九二六」では、この李玲一人だけが、明治二十年までの間、唯一文書として残っている埼玉県内の雇外国人である。

（二）川越町で興行できなかった清国人手品師

史料七十三は、清国人の手品芸人の川越における興業の可否を、県が外務省に問合わせた伺と指令の文書である。

史料七十三 外務省外国人雇入技芸興業何指令

(明九二六―四二)

外務省へ外国人雇入技芸興行之義ニ付伺

東京府下居住ノ者雇入置候手品芸人清国人ヲ、管下武蔵国入間郡ノ者雇主ト示談ノ上、同郡川越町ニ於テ諸興行致シ度旨願出候処、外国人居留地外ニテ諸興行致シ候義ハ不都合ト相考候得共、例規モ不相見ニ付、処分方相伺候条、至急御指示相仰候也

明治十三年六月十一日

埼玉県令白根多助

外務卿井上馨殿

(朱書)

書面清国人其管下於テ技芸興行之儀不相成候事

明治十三年六月十七日

この手品師は外交史料館の文書によると、時期から見て、東京京橋の清水藤作が明治十二年十月から明治十三年十月迄雇入れていた、天津出身の三十七才の張世存と十八才の崔光興の二人組、「南京技芸手術曲芸」を業とする清国人と推測される。給料は一ヶ月一人百円宛である。

外国人の居留地外での通商は条約により禁止されていた。この場合も居留地外の川越町での手品の興行は、外務省から許可されなかった。

明治前期埼玉の外国人に関する史料について・補遺(芳賀)

(三) 日本煉瓦製造会社上敷免工場のドイツ人達

「明九二六」には、政府の官庁街建設計画の一環として創設された、深谷の日本煉瓦上敷免工場で活躍したドイツ人達の史料が数点残されている。

チーゼ (Nacettes Ziese) [建築局御雇独人、日本煉瓦製造会社煉瓦教師]

明治十九年、政府は井上馨を中心に、ドイツ風バロック式建築による一大諸官庁街建設を企図し、臨時建築局を設けた。ドイツからビスマルクの建築顧問であった技師ベックマン (Wilhelm Beckmann) を招き設計にあたらせたが、問題は材料の煉瓦であった。当時の煉瓦は質が悪く、早急に近代的な機械生産による煉瓦製造が求められ、ドイツから煉瓦技師チーゼを招聘したのである。チーゼはプロシア人で、現在のロシア領、ケーニヒスベルグの熟練した煉瓦製造家であった。政府ははじめ官営の煉瓦工場を考えたが、財政面などから、民営の煉瓦会社の設立を望むようになった。そこで財界の有力者洪沢栄一や益田孝らが発起人となり、日本煉瓦製造会社が創立されることとなり、建築局御雇外国人煉瓦技師であるチーゼは、日本煉瓦製造会社に貸下げとなった。チーゼらの助言により、日本煉瓦の工場は、原土が採取できることから、洪沢栄一の故郷に近い深谷の上敷免に建設されることとなる。

明治二十一年三月末から、チーゼは上敷免の工場内に居を移すことになった。これについて、「明九二六」に史料七十四が残っている。チーゼの工場内への居住について、雇い先である建築局から埼玉県知事へ知らせた文書である。

史料七十四 煉瓦工師チーゼ構内居住通牒

(明九二六―五二)

当局雇^{フロンシ}字国人煉化石製造工師ナスチエントス、チーゼ儀、今般御県下榛沢郡上敷免村煉化石製造所構内江住居為致候条、不都合無之様御取計有之度、此旨及御通牒候也

明治二十一年三月廿六日

建築局総裁子爵山尾庸三

埼玉県知事吉田清英殿

史料七十五は、同じく県から郡長に宛たチーゼ居住の知らせである。

史料七十五 煉瓦工師チーゼ構内居住達

(明九二六―五二)

大里幡羅榛沢郡男衾郡長へ御達案伺

建築局雇字国人煉化石製造工師ナスチエントス、チーゼ儀、今般其部内榛沢郡上敷免村煉化石製造所構内へ住居為致候旨、該

局総裁ヨリ通知有之候條、不都合無之様取計フベシ、右相達ス

明治二十一年三月廿七日

埼玉県知事吉田清英

大里幡羅榛沢郡男衾郡長平井光長殿

チーゼは建築局の御雇外国人であったため、県の「明九二六」には以上二点の文書しか残っていない。また、チーゼに関する書類は外務省ではなく建築局で処理されていたらしいことが、後出のクラ嬢の居住願に対する外務省の回答文書(史料八十一)からも推定される¹⁰⁾。

チーゼは、上敷免工場の構内にドイツ風の洋館である教師館を建てて居住し、工場建設と近代的な煉瓦製造の指導にあたった。日本煉瓦製造会社は、その指導のもとに、当時最新のホフマン釜を導入し、我國の煉瓦生産に新時代をもたらしていくのである。

エーメ(Ernst Oehme)「日本煉瓦私雇独人機械組立師」

明治二十一年四月、ドイツからの輸入機械を組立するため、マクデブルク府からエルンスト・エーメが来日した。エーメ氏はシエルメルシエル社から派遣された機械技師で、身分は、日本煉瓦製造会社の私雇外国人であった。私雇外国人の場合、規則(史料八十七・八十八参照)により、居留地外居留願や旅行免状下付願等は、雇主(日本煉瓦製造会社)から管轄県(埼玉県)を通じて外務省へ申請されることになる。そのため、エーメに関しては雇用関係の写しの文書

や、県発行の旅行免状添書が「明九二六」の中に残されている。

史料七十六は、県から外務大臣への居留地外居留伺と指令である。

史料七十六 備外国人居留地外居留伺指令

(明九二六―五三)

東京府日本橋区浜町三丁目壹番地日本煉瓦製造会社理事長池田

栄亮ヨリ備外国人居留地外居住ノ義、別紙之通願出候間、御聞

届相成候、依テ書面及進達候也

明治廿一年五月廿九日

埼玉県知事吉田清英

外務大臣伯爵大隈重信殿

(朱書)

書面池田栄亮雇独逸国人エルンスト、エーメー居留地外へ住居

許可候条、其旨雇主へ可相達事

但、居留地ヨリ往復旅行免状下附ス

明治二十一年五月三十一日

史料七十七は、外務省が発行した「私雇外国人旅行免状」の写で

ある。本物は解雇時に外務省へ返納されている。裏面には、免状の

検査に应じること等、外国人の旅行時の心得が書かれている。

史料七十七 私雇外国人各地旅行免状

(明九二六―五三)

明治前期埼玉の外国人に関する史料について・補遺(芳賀)

(表)

第一一七二号

私雇外国人各地旅行免状

東京府日本橋区浜町三丁目一番地

日本煉瓦製造会社理事長池田栄亮雇

独逸国人 エルンスト、エーメー氏

右ハ明治二十一年四月三十一日ヨリ同年十月三十日マテ器械師

トシテ雇入候ニ付、横浜港ヨリ埼玉県下マテ赴任并解雇帰港ノ

節、右沿道往返無故障相通可申事

明治廿一年五月三十一日

外務省

(裏)

外国人各地旅行心得

一、私雇ノ外国人就職ノ地ニ赴キ及帰港ノ節、内地通行中各地

方ノ規則ニ遵依スベシ

一、就職中無抛事故有之、最寄開港場へ往復候節ハ其雇管轄庁

ノ添書ヲ以、其免状ト共ニ之ヲ携帯通行スヘシ

一、此旅行免状ヲ与フルト雖、平常ハ雇主ニ預リ置、旅行ノ節

ニ限り其外国人へ附与シ、到着候ハ、再ヒ雇主ノ方へ預リ置ク

ヘシ

一、外国人雇人満期又事故アリ中途解約シ、元寄留ノ開港開市

場へ帰着候ハ、其帰着ノ節雇主ヨリ此免状ヲ取戻シ、外務省

へ返納スヘシ

一、外国人就職地へ往復旅行中、止宿所ニ於テ、必ス其宿主ニ此免状ヲ示シ、止宿ヲ請フヘシ、尤途中ト雖、邏卒又ハ区戸長ヨリ免許ノ検査ヲ請フトキハ必ス此免状ヲ示スヘシ、如何ナル事故ヲ以テ辞柄トナストモ、之ヲ示サザル者ハ差押ノ処分ヲ受クヘシ

一、就職地へ往復旅行中日本人民ト商買取引ヲ為スヲ許サス

一、此免状ハ本人一己ノ用ヲ為スモノニシテ、一枚ヲ以テ二人以上兼用旅行スルヲ許サス

一、雇ワレ中ト雖、遊歩規程外ニ於テハ銃獵スルヲ許サス

計八款

深谷から東京や横浜に出張する時には、エーメはこの旅行免状と県発行の「添書」（史料七十八）を必ず携帯しなければならなかった。「添書」は当初一回毎に発行されていたが、横浜への出張が多く不便なため、途中で特別に一度の申請で済むように切り替えられている。

史料七十八 雇外国人各地旅行免状添書

（明九二六―五五―一）

雇外国人各地旅行免状添書

東京府日本橋区浜町三丁目壹番地

日本煉瓦製造会社理事長池田栄亮雇

独逸国フリデブルク府

エルンスト、エーメー氏

Ernst Oehme

千八百四十六年七月十三日生

右ハ雇主ノ所用ニ依リ、就職地埼玉県下武蔵国榛沢郡上敷免村

ヨリ、東京府及横浜港へ往復候儀、相違無之、此旨及添書候也

明治二十一年六月七日

埼玉県

この添書はエーメ氏の解雇時に県に返納され、解雇届に添付されている。常に携帯されていたためか、折り目がはっきりと残っている。なお、マクデブルク府は、フリデブルク府と誤記されている。

明治二十年十月、エーメ氏は機械を組立終え、解雇される。史料七十九はその解雇届である。

史料七十九 雇外国人エーメー解雇届

（明九二六―五五―一）

雇外国人解雇御届

独逸国マクデブルク府

横浜百七拾九番館止宿

エルンスト エーメ

Ernst Oehme

千八百四拾六年七月十三日出

一、職務、器械師

一、期限、明治廿一年四月三十日より同年十月三十日迄

右ハ曾テ当社工場器械組立ノ為、私費ヲ以テ雇人置候処、今般業務完了解雇仕候ニ付、外務省へノ届書及ヒ居留地ヨリ往復旅行免状并ニ御添書相添、此段御届申上候也

東京府下日本橋区浜町三丁目一番地

日本煉瓦製造会社理事長

明治廿一年十月十六日

池田栄亮

埼玉県知事吉田清英殿

エーメ氏は、明治二十一年十月にドイツへ帰国していった。

しかし、その頃、エーメの派遣元であったシユルメルツェル社と日本煉瓦製造会社の間では機械代金の支払いをめぐる問題が起きていた。双方の行き違いから機械の納入後に莫大な増額要求が出され、それを日本煉瓦側が拒絶したため、代人として機械を注文したチーゼを相手取り、ドイツで訴訟が起こされたのである。チーゼは減額した上での和解を強く会社に求めたが、会社側は商法としての理がないと断固たる態度でこれを退け、チーゼは窮地に立たされた。大幅な減額による追加支払いにより、漸く事が解決したのは、翌二十二年七月のことであった。

明治前期埼玉の外国人に関する史料について・補遺（芳賀）

チーザ (Anna Cathinka Clara Marie Nascentes Ziese) [チーザ長女]

単身赴任のチーゼは、ドイツから長女を呼寄せたいと会社に提案した。その理由として、日本人が作る食事が口に合わず、自ら厨房に立つ事が多いことをあげている。会社側はこれを承諾し、明治二十一年の十二月、希望どおり長女クララが来日することになった。二十五歳であったクララ嬢は、工場内の教師館に父と同居し、身の回りの世話や、外来者の接待にあたった。

クララの来日にあたり、日本煉瓦製造会社支配人隅山尚徳から県を通じて外務大臣に出された居留願が、「明九二六」に残っている。

史料八十 外国人居留地外居住願

(明九二六―五五―二)

外国人居留地外居住願

独逸国キユニীগス、ベルグ

カルロス、イルテフランソ、ナスツエントス、チーゼ長女

アンナ、カチンカ、クラ、マリエ、ナスツエントス、チーゼ

Anna Cathinka Clara Marie Nascentes Ziese

千八百六拾三年十二月二十一日生

右チーゼ氏儀ハ兼テ建築局ニ於テ御雇人之上、更ニ当社教師トシテ御貸下相成、御許可之上埼玉県下榛沢郡上敷免村当社工場内へ住居為致置候処、今般其長女クラ、女来朝ニ付、右チーゼ

氏住処へ同居為致度候間、何卒御許可被成下度、此段奉願上候也

東京日本橋区浜町三丁目一番地

日本煉瓦製造会社支配人

明治廿一年十二月十九日

隅山尚徳

外務大臣伯爵大隈重信殿

この居留願は大沼村連合戸長の奥書を得、エーメ氏の時と同様に、県を通じて外務省へ進達された。

史料八十一 チーゼ長女旅行免状願不要の件

(明九二六―五四―二)

日本煉瓦製造会社於て建築局雇独乙国人チーゼ氏ヲ借雇、貴県下江住居為致置候処、其長女来朝ニ付同居為致度旨、同会社支配人隅山尚徳ノ願書、本月廿四日付第一五九二号ヲ以テ外務大臣へ御進達相成候処、チーゼ氏ヲ同社へ借雇相成候義ハ、同社ヨリハ曾テ届出モ無之、貴県下へ僑居候義ハ、曾テ建築局ヨリ本省へ通知之其節、出張免状附与相成候迄之手続ニ付、右支配人ヨリ突然居留地外住居願ハ不筋ニ有之候間、今般来朝之チーゼ女父ト同居之為メ旅行免状ハ建築局ヨリ本省へ照会之手続ニ至リ、貴県下迄旅行無差支様免状附与相成候、就テハ隅山尚徳之願出貴官之御進達書ハ不要ニ相成候間、本省於テ取消ト為シ、

御返附不及候条、左様御承知相成度、此段申進候也

人事課長

明治廿一年十二月廿八日

外務書記官本間清雄

埼玉県知事吉田清英殿

ところが、外務省は、クララ嬢の旅行免状は建築局からの照会により附与したため、県が進達した日本煉瓦会社からの願書は不要になったと回答している。県は翌年になって、郡長へもその事情を説明している。

史料八十二 チーゼ長女旅行免状不要の旨通牒

(明九二六―五四―二)

去月廿一日、庶甲第一〇六八号ヲ以テ日本煉瓦製造会社雇独乙国人チーゼ氏長女同居願進達相成候処、右父女同居ノ為メ旅行免状下附ノ義ハ、建築局ヨリ外務省へ照会シ、管下迄旅行免状附与相成候ニ付、隅山尚徳ノ願出ハ不用ニ属シ候旨、外務書記官ヨリ通牒有之候ニ付、為御心得、此段申進候也

廿二年一月九日

第一部長氏名

大里外之郡長氏名宛

この文書からも、建築局の御雇外国人チーゼ氏関係の書類の処理は、外務省ではなく建築局で所管しており、出張免状等も建築局と

の照会で、発行されていたことがわかる。

日本煉瓦製造会社は、チーゼの指導の元に、 Hoffman 窯により良質の煉瓦を大量生産していったが、ドイツに比べ湿度の高い日本では乾燥室がうまく機能せず、また、東京への船による煉瓦の回漕にも問題があり、建築局の要求する数量を完納することは困難な状況であった。

明治二十二年暮に任期の満了したチーゼは、継続雇用されることなく、クララと共にドイツへ帰国していった。帰国の際には、日本煉瓦からその功績を記した証書と賞与として二百円を贈られている。¹³⁾

さて、埼玉県行政文書に、チーゼが帰国した後開かれた明治二十三年の内国勸業博覧会に、日本煉瓦が製品を出品した記録があるのでみてみよう。

史料八十三 博覧会へ煉瓦出品に付日本煉瓦製造会社褒賞の件

(明四四三—三)

貴県下榛沢郡大寄村日本煉瓦製造会社ヨリ、去ル明治廿三年九月別紙記載之物品ヲ当館ニ献納候二付、於貴庁成規之通賞譽御取計相成度、此段及照会候也

明治廿四年七月六日

帝国博物館長九鬼隆一

埼玉県知事久保田貫一殿

明治前期埼玉の外国人に関する史料について・補遺(芳賀)

博物館ニ献品人調査

宿所埼玉県榛沢郡大寄村

献品価格

一、金八百円也

日本煉瓦製造会社

明治廿三年九月、煉瓦造建家(七坪四勺)解説額付壹宇、表積

煉瓦式拾三個、蛇腹用煉瓦參拾個、屋根瓦參個、土管參個、敷

煉瓦式個、白煉瓦四個、裏積用煉瓦五個、焼過煉瓦八個、異形

煉瓦拾八個、裝飾用煉瓦四個、写真式面、裝飾敷煉瓦壹個、工

場雛形壹式、空気抜窓用煉瓦式個、窓迫持煉瓦式個、手摺用煉

瓦四個、窓枠用煉瓦拾式個、葉掛表積煉瓦式個ヲ献ス

陳列品には、製品の煉瓦や工場の雛形模型のほかに、煉瓦を使った家屋一棟が含まれている。これは、チーゼのアイデアであった。

ドイツでよく行われているように、煉瓦で家屋を実際に建て、その中に製品の煉瓦や工場の模型を陳列したのである。この斬新な展示方法は人気を博し、博覧会では日本煉瓦は一等進歩賞を獲得している。

平成九年五月、深谷市上敷免の日本煉瓦工場に現存する Hoffman 輪釜、木造洋風建物(元チーゼ居館・旧事務所)、レンガ造りの旧変電室が一括して国の重要文化財に指定された。また、チーゼが居住していた木造洋風建物は、日本煉瓦史料館として一般に公開され、

日本煉瓦の企業史料とともに、チーズ、エーメ、クララのゆかりの品々や写真などが展示されている^⑮。

（四）県内の雇外国人調査について

以上、個別に文書が残る雇外国人の事例をみたが、埼玉県では国の求めに応じて、何回か県内の雇外国人の調査を行っており、次にその結果から、県内の明治前期における雇外国人の有無を考えたい。

第一の調査（史料八十四）は、太政官達七十九号（明治七年六月十三日）「雇入外国人明細簿編成式」についてである。

史料八十四 雇入外国人調査回答

（明九二六―二二二）

外国人雇入無之御届案

本年六月第七拾九号太政官御布達相成候雇入外国人、官費・民費共雛形ニ基キ取調有無共急達可申出旨御達之処、於当県ハ外人雇入無之候間、此段御届候也

七年十一月

埼玉県

統計寮御中

明治七年六月の太政官布達第七十九号は、院省使府県に対し、半年毎（六月、十二月）に仕切り、「雇入外国人明細簿」の提出を求めた。官雇とともに、人民が私費で雇入の分についても、精査して

記載するよう指示しており、「無」という回答は、県庁雇入の外国人及び県内の私雇外国人も含んでいる。また、大蔵省統計寮に対し、明治七年十二月分について、明治八年三月（明九二六―二二二）に同様に回答している。この二件から、明治七年には、外国人の雇入れは、県庁・私雇ともになかったことになる。

しかし、実際には、前述した埼玉県の与野町の協救社佐久間儀助が、明治七年三月十五日から四月八日にかけて清国人を雇っている。これは、当時の事務の担当が、統計は庶務課、雇入れは租税課の勸業掛と異なっていたこと、或は、既に四月に解雇し免状等も外務省に返却しており、把握できなかったためと推定される。

同様の明細簿について、明治十三年十二月にも、「当県ニ於テハ外人雇入等之義一切無之」と大蔵省に回答している。

第二は、明治十一年の一月から三月にかけて行われた、大蔵省よりの各庁の雇入外国人月給・旅費渡方に関する調査である。これらは、外国人雇入の給料支給を、本位金貨から通貨や洋銀へ変換させるための調査である。その回答の上申書に次の記述がある。明治十一年一月十六日付で、「於当県庁は従来外国人雇入候儀無之候」、二月十九日付で、「本県ニ於テハ雇入之外国人一切無之」とある。（明九二六―三六・三七・三八）

史料八十五 県庁雇入外国人給料調査照会

（明九二六―三二六）

県庁於テ雇外国人有之候而、右へ相渡候給料等本位金貨ヲ以テ相渡候約定取結ヒ有之、毎月金貨若干支出致候儀等有之候ハ、仔細定約面写等相添、往返日数ヲ除ノ外、三日限り取調、有無共可申出、此段及内達候也

明治十一年一月十五日

埼玉県令白根多助殿

大藏卿大隈重信

史料八十六 県庁雇入外国人給料調査回答

(明九二六―三六)

大藏卿江上申案伺

県庁ニ於テ雇入外国人有之候而、右江相渡候給料等本位金貨ヲ以相渡候約定取結ヒ有之、毎月金貨若干支出致候儀等有之候ハ、仔細定約面等相添、可致答申旨御内達之趣致承知候、於当県庁は従来外国人雇入候儀無之候条、此段上申仕候也

明治十一年一月十五日 県令白根多助代理

埼玉県少書記官吉田清英

大藏卿大隈重信殿

第三は、太政官布告第二十七号(明治十年三月六日)「外国人雇使解雇トモ外務省へ申報并私雇ニテ居留地外居住ハ同省へ伺出シム」に関する調査である。

史料八十七 外国人雇入之節心得

(法令全書)

太政官布告第二十七号

外国人雇入候節ハ左ノ通相心得、此旨布告候事

一、各官庁ニ於テ外国人雇入候節ハ、其国所・姓名・業務・給料・住所・期限及継雇・解雇共、其時々外務省へ通知スヘシ

一、人民ニ於テ外国人ヲ雇入ント欲スル者ハ、其管轄庁ヲ經由シテ、前項ノ件々外務省ニ届出ツヘシ

一、私雇外国人ヲ其業務等ノ都合ニヨリ、居留地外へ居住為致度者ハ、地方官添書ヲ以テ、外務省へ伺出、其許可ヲ受クヘシ

この布告(史料八十七)は、私雇の外国人の雇用届や、居留地外居住願は、雇主から必ず管轄県庁を通して外務省へ届出ることを義務づけている。

追つて、三月十四日付で、外務省から取扱い方について通達(史料八十八)が出ている。

史料八十八 外国人雇入之節心得取扱の件

(明九二六―二九)

本年太政官第二十七号外国人雇入之節心得御布告相成候処、右ケ条中、第二項、外国人ヲ雇入ル、者ハ其管轄庁ヲ經由ストハ、人民より其管轄庁へ届出、其庁より当省へ可被届出、及ヒ第三

項居留地外へ居住為致度者、当人より願書差出候ハ、篤卜取調、事実相違無之者ハ添書いたし、其序より当省へ可被差出候、此段相達候也

十年三月十四日

外務卿寺島宗則

埼玉県令白根多助殿

追而当省より兼而相渡置候外国人雇入免状、総而取纏、返納可有之候也

これに対する埼玉県の回答の中に、「当県下ニハ外国人雇入之者無之、随而免状所持之者無之候」という一文がある。

史料八十九 外国人雇入調査回答

（明九二六一二九）

外務省へ御回答案内

庶第八拾弍号

本年太政官第二十七号外国人雇入之節心得御布告相成候、付而ハ右取扱方送第二号ヲ以御達之趣承知仕候、且御省より兼テ御渡相成候外国人雇入免状総テ取纏返納可致右御追書ニ有之候処、当県下ニハ外国人雇入之者無之、随而免状所持之者無之候処、此段御答申入候也

明治十年三月十九日

埼玉県令白根多助

外務卿寺島宗則殿

国からの何回かの調査に対し、埼玉県は史料八十四から史料八十九にみるように雇外国人はいないと回答している。また、第二十七号（史料八十七）の太政官布告によれば、明治十年以降、県内に雇外国人がいれば、上申案や願書、または免状の写し等が「明九二六」に残るはずである。

この点からみて、明治前期の埼玉県内に居住した雇外国人は、書類の残っている前述の協救社の私雇外国人李玲と、日本煉瓦製造会社の建築局貸下げのチーゼ（後に長女クララが来日同居）、私雇のエーメしかいなかったと考えられるが、二点ほど問題がある。

一点めは、明治二十九年から三十二年にかけて行われた県行政文書臨時大整理の際、外国人の雇関係の文書が廃棄された可能性である。しかし、同じ基準で文書を選択すれば第一種として残るはずで、他に雇外国人の文書はなかったと推測される。二点めは、明治四年から九年にかけて、入間県、熊谷県の現埼玉県域に雇外国人がいたかどうかである。埼玉県域分の文書が明治九年の併合時にどの程度埼玉県に返還されたのか不明であり、いなかったとは言いが切れない。したがって、埼玉県だけの範囲で考えた場合、李玲、チーゼ（長女クララが同居）、エーメ以外の雇外国人がいなかったと推測できるが、入間県・熊谷県時代の現埼玉県域の雇外国人の有無については、現存の行政文書だけでは結論できないといえる。

なお、管見する限りでは、『資料御雇外国人』に掲載されている

雇外国人の内、雇先が埼玉県内の外国人は、上記の協救社の李玲以外は皆無であった¹⁾。

おわりに

以上、前回掲載できなかった明治前期における県内の雇外国人について紹介したが、調べ足りない部分も多々あり、今後も継続して史料を拾っていきたいと考えている。御氣付の点を御教示いただければありがたい。

(平成十一年一月記)

註

- (1) 芳賀明子「明治前期埼玉の外国人に関する史料について」埼玉県外事関係行政文書を中心に『文書館紀要』第十号(埼玉県立文書館平成九年)の補註1参照。
- (2) 与野町佐藤儀助については、井上恵一「与野地域の戸長役場と町村役人」『与野市史調査報告書』第五集(与野市 昭和五十八年)の四五頁に、明治九年七月に、与野町の代議人として名前が載っている。
- (3) 協救社については、『東根市史編集資料』第七号 協救社養豚史料(東根市 昭和五十四年)が、山形県東根市に残る協救社関係の史料をまとめて掲載・解説している。その中に、角田米三郎の『協救社衍義草稿』第一号(第三十五号)が復刻されている。
- (4) 協救社とは馬鈴薯のこと。他にサツマイモの栽培も奨励した。
- (5) 児玉典久「封建領主階級の解体と旧領主階級の近代的投資家への転化過程」『文書館紀要』第六号(埼玉県立文書館 平成四年 三十三頁)参照。

明治前期埼玉の外国人に関する史料について・補遺(芳賀)

(6) この文書に対応する外交史料館所蔵の『私雇外国人技芸興業雑件』¹⁾(外交史料館393151)による。

(7) 日本煉瓦製造会社の歩みについては、『日本煉瓦百年史』(日本煉瓦製造株式会社 平成二年・平成九年)参照。

(8) 埼玉県立文書館には、ホフマン自筆の「ホフマン釜設計図」をはじめとする日本煉瓦製造会社の文書類が寄託されている。「収蔵文書目録」第三集 諸家文書目録 III 「日本煉瓦株式会社上敷免工場関係文書」(埼玉県立文書館 昭和六十年)参照。その後、『日誌』「理事評議録」などを含む史料が追加寄託された。

(9) 貸下げの場合、身分は建築局の御雇外国人であるが、旅費・俸給・衣食住等の費用は全て会社側の負担となる。

(10) 『お雇外国人』第十五巻 建築・土木(村松貞次郎著 鹿島出版会 昭和五十一年)の「エンデとベックマン―臨時建築局の壮大な夢―」の項に、明治二十三年に廃止された後内務省に引き継がれた臨時建築局関係の公文書記録がどのように失われていったのが、関野貞博士により詳しく記述されている。臨時建築局の書類は明治二十三年に局が廃止になると、内務省に引き継がれた。ところが、工学会が明治の土木史編纂のために大蔵省に運んで置いた所、不幸なことに、関東大震災で全てが焼失してしまった。そのため、建築局で管理されていたチーゼら臨時建築局の雇外国人に関する書類は残存せず、外交史料館等国の施設にも残っていない。博士が抜粋をとっていたため、臨時建築局の概要が辿れる。また、その中にチーゼに関する次のような記述がある。

カルロス イロテフランソ ナンスチエンテス チーゼ
Carlos Ildelfonso Nascentes Ziese
独逸国人 米国ブラジリア産
国籍 プロイス州コエニヒスベルグ貴属
本国身分 独逸国煉瓦製造師教師並にプロイス州西部及東部共同煉瓦
事業名誉会員

明治前期埼玉の外国人に関する史料について・補遺（芳賀）

月棒 二百円

雇期限 明治二十年一月一日より二十二年十二月三十一日ニ至ル

（此チーゼはビヨックマンの周旋にて雇入れし者にして此事は一八八六年（明治十九年）十二月十五日のビヨックマンの書面に詳細の記載してある）

なお、外務省の記録等から編集された『資料御雇外国人』（ユネスコ東アジア文化研究センター編 小学館 昭和五十年）等には、チーゼに関する記述は記載されていない。

（11～14）『日誌』及び『理事評議録』による。

（15）深谷駅からの引込線の鉄橋などの施設も近代化遺産として保存されており、『埼玉県の近代化遺産』（埼玉県教育委員会 平成八年）に解説がある。

（16）明治九年八月、熊谷県の武蔵国分が埼玉県に編入した際、入間県・熊谷県の行政文書の内、埼玉県にとって重要な文書は群馬県から返却された。明治二十九年から三十二年にかけて、埼玉県は行政文書の臨時大整理を行い、その時にそれらの文書も併せて統合整理されているが、その程度は不明である。

（17）『資料御雇外国人』（ユネスコ東アジア文化センター編 小学館 昭和五十年）